



日 監 第 9 5 号
令和4年(2022年)1月13日

(請求人) 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 古 賀 壮 志

住民監査請求について（通知）

令和3年12月24日付け日監第89号で受け付けた住民監査請求については、別紙理由書のとおり、不受理（却下）としたので、この旨通知します。

理 由 書

住民監査請求の請求期間については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項本文により「…当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。」とされており、同項ただし書（以下「ただし書」という。）により「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされている。

「法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決）。」とされている。

請求人は日野市職員措置請求書第2の9において「本件前払賃料その他の補助金支出が違法であったことの実態が明らかになったのは、『報告書』（資料1）によるところあり、『報告書』は2021（令和3）年11月17日になって公表されている。以上の経緯から、各支出負担行為から1年以内に監査請求ができなかったことも明らかである。」と主張するので、1年以内に監査請求できなかったただし書にいう正当な理由があったか否かについて検討する。

請求人の主張する正当な理由の有無については、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決）。」とされている。

しかしながら本件についてみると、本件財務会計行為があった当時、当該財務会計上の行為に関する議案（予算案及び決算の認定等）が日野市議会において公開のもとで審議され、予算書、決算書及びこれらに係る日野市議会議事録等が一般の閲覧等に供され、あるいは日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）等により、住民が相当の注意力をもって調査を尽くすことができる状態にあったのであるから、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をする程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができたというべきであるので、ただし書に該当しないため、1年以内に請求できなかった正当な理由があったとは言えない。

したがって、本件請求は、正当な理由がなく請求期限が経過した不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、本件請求は、法第242条第2項に定める住民監査請求の要件を具備していないため却下するものである。



日 監 第 1 0 2 号
令和4年(2022年)1月26日

(日野市の住民であることが確認できなかった請求人) 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 古 賀 壮 志

住民監査請求について (通知)

令和3年12月24日付け日監第89号で受け付けた住民監査請求については、別紙理由書のとおり、不受理(却下)としたので、この旨通知します。

理 由 書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求が適法となるためには、請求人が当該普通地方公共団体の住民であることが要件となるものである。

ところで、本件請求にかかる請求人について、日野市の住民であることを確認するために、請求書に記載された住所氏名により市民窓口課へ住民票の交付を依頼したところ、同課から、請求書記載の住所氏名の者の住民票が存しないとして住民票の交付がなされなかった。

したがって、請求人が日野市の住民であることを確認できなかった。

よって本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。